

大阪広域水道企業団水道事業の指定給水装置工事事業者は、 企業団の給水区域全域で給水装置工事を施工できます。

企業団では、**指定給水装置工事事業者について、令和5年4月1日から各水道事業ごとではなく、企業団として1指定（企業団に統合した水道事業で共通指定）**として運用しています。

企業団 1 指定 対象者

- ◆企業団に統合した水道事業で新規指定を申請する事業者は、自動的に1指定となります。

※企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合も、1指定となります。（1指定への移行は手続き不要）

指 定 の 有効期限

- ◆有効期限は5年

※企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合は、現在の指定の有効期限をそのまま引き継ぎます。

※なお、複数の水道事業から指定を受けている場合、指定の有効期限は複数の指定のうち**最長の有効期限**となります。

手数料

- ◆指定手数料は、10,000円

- ◆指定更新手数料は、10,000円

- ◆指定事項の変更に伴う指定証の再発行手数料は、2,000円

受付窓口

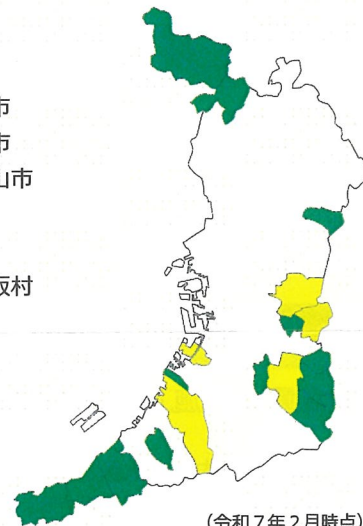
- ◆指定、更新、変更及び指定証の再発行は、**ご希望される水道センター1か所**で受け付けます。

※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

（注意）給水装置工事の申込みは、従来どおり、給水装置工事を施工する地域の水道センターで受け付けとなります。別地域の水道センターでは受付できませんので、ご注意ください。

大阪広域水道企業団の給水区域 〔企業団に統合した地域〕※緑色着色部

○能勢町
○豊能町
○四條畷市
○藤井寺市
○大阪狭山市
○太子町
○河南町
○千早赤阪村
○忠岡町
○熊取町
○田尻町
○泉南市
○阪南市
○岬町



（令和7年2月時点）

〔企業団との統合予定地域〕※黄色着色部

◆令和7年4月から 八尾市、柏原市、富田林市、高石市、岸和田市 が追加になります。

※今後、企業団への統合団体が増加すると、給水区域も増加します。

例 企業団1指定と複数の水道事業（統合予定団体）の指定を受けているA事業者の場合

現在

指定 (各水道事業ごと)	指定の有効期間の満了日	
	〇〇町第□□号	令和7年9月29日まで
	大阪企第●●号	令和7年9月29日まで
	◇◇市第△△号	令和8年9月29日まで

統合

令和7年4月1日～

指定 (企業団1指定)	指定の有効期間の満了日	
	◇◇市第△△号 もしくは (再発行した) 大阪企第●●号	令和8年9月29日まで

企業団1指定や各水道事業ごとに指定証を発行しています。

最長の有効期限

- ◆お手持ちの**最長の有効期限の指定証をそのまま使用できます。**

◇新旧の指定番号は、読替えにより対応します。

◇希望される方は、「大阪企第●●号」の指定証を再交付します。

・指定証は、受付した水道センターの窓口又は郵送での交付となります。

・再発行手数料は、2,000円です。

- ◆再交付を希望されない場合、旧の指定証は、次回更新時に受付した水道センターにおいて、新しい指定証と差し替えます。

手続について

Q 1 指定の手数料はどのくらい？

- ◆ 指定手数料 1件 10,000円
- ◆ 更新手数料 1件 10,000円
- ◆ 指定証の再発行手数料 1件 2,000円

Q 次の更新時、受付はどこでできるの？

- ◆ 企業団の水道センターであれば、どこでも受付できます。
- ◆ 更新手続の書類をご希望される水道センター 1 か所に持参又は郵送することで手続していただけます。

※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

Q 給水装置工事申込みの受付はどのくらい？

- ◆ 給水装置工事を施工する当該地域の水道センターへ申込みをしてください。

例) 藤井寺市内で給水装置工事を行う場合は、藤井寺水道センターへ申込みが必要です。

※施行基準の一部が水道センターごとに異なりますので、ご注意ください。

Q 手続の様式はどこからダウンロードできるの？

- ◆ 企業団ウェブサイトからダウンロードできます。

様式は、こちらからアクセスできます。
詳しい手続方法も掲載しています。



様式ダウンロード

指定事項について

Q 新しい指定番号や指定の有効期限はどうやって確認するの？

- ◆ 企業団ウェブサイト掲載の指定給水装置工事事業者一覧（名簿）で、確認できます。

<https://www.wsa-osaka.jp/soshiki/chousei/jigyosha/8410.html>

Q 指定事項に変更がある場合は？

- ◆ 様式に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター 1 か所へ提出してください。

指定証について

Q 新しい指定証が欲しい場合は？

- ◆ 希望される方は、様式に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター 1 か所へ提出してください。

※指定証再発行手数料 1件 2,000円

- ◆ なお、旧の指定証は新しい指定証と差し替えますので、併せて水道センターへ提出してください。

- ◆ 郵送による交付を希望される場合は、様式に必要事項を記入の上、返信用封筒、切手及び旧の指定証を同封して、水道センターへ送付してください。

◇【指定証送付用封筒】（定形外郵便 角形 2 号）
封筒に送付先を記入し、送付用切手180円添付

問合せ先及び受付水道センター

水道センター	住所	電話番号
岸和田水道センター	〒596-0074 岸和田市本町 6 番 1 号（岸和田市役所別館 2 階内）	072-423-9590（直通）
八尾水道センター	〒581-0007 八尾市光南町一丁目 4 番 30 号	072-923-6308（直通）
富田林水道センター	〒584-8511 富田林市常盤町 1 番 1 号（富田林市役所内）	0721-25-1000（代表）
柏原水道センター	〒582-0016 柏原市安堂町 1 番 55 号（柏原市役所内）	072-972-1645（直通）
高石水道センター	〒592-8585 高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号（高石市役所内）	072-275-6426（直通）
藤井寺水道センター	〒583-0027 藤井寺市岡一丁目 1 番 1 号（藤井寺市役所内）	072-939-1324（直通）
泉南水道センター	〒590-0521 泉南市樽井 737 番地	072-482-6551（直通）
四條畷水道センター	〒575-0051 四條畷市中野本町 1 番 44 号	072-876-6221（直通）
大阪狭山水道センター	〒589-0005 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1（大阪狭山市役所内）	072-349-9413（直通）
阪南水道センター	〒599-0204 阪南市鳥取 74 番地の 1	072-470-2155（代表）
豊能地域水道センター	〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台一丁目 2 番地の 3	072-738-3311（直通）
忠岡水道センター	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東一丁目 34 番地 1 号（忠岡町役場内）	0725-22-1122（代表）
熊取水道センター	〒590-0412 泉南郡熊取町希望が丘二丁目 15 番 4 号	072-452-0357（直通）
田尻水道センター	〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1（田尻町役場内）	072-466-5012（直通）
岬水道センター	〒599-0303 泉南郡岬町深日 2000 番地の 1（岬町第 2 庁舎内）	072-492-4140（直通）
太子水道センター	〒583-0995 南河内郡太子町大字太子 353 番地の 1	0721-98-5536（直通）
河南水道センター	〒585-8585 南河内郡河南町大字白木 1359 番地の 6（河南町役場内）	0721-93-2500（代表）
千早赤阪水道センター	〒585-8501 南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地（千早赤阪村役場内）	0721-26-7165（直通）